



目 次	
告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 ( " )	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	2
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)	3
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始 ( 3 件 ) ( " )	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 ( 2 件 ) (農業基盤課)	4
○県営土地改良事業の計画の変更 ( " )	5
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	5
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 ( 2 件 )	7
○政治団体の届出事項の異動の届出	8
○政治団体の解散の届出	8
○資金管理団体の指定の届出	8
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	8
入札公告	
○一般競争入札 (高知警察署庁舎新築 建築主体工事) の公告 (警察本部署 備施設課)	9
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	10
正 誤	
◎正誤 (平30・3・16付け 告示ほか)	11

告 示

**高知県告示第405号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
有限会社サンフ	土佐清水市越前町5番23-2	平30・2・1
アーマシーみなみかぜ薬局		
くれ薬局	高岡郡中土佐町久礼6507-3	〃 3・1
くれ薬局西店	〃 〃 〃 6589-1	〃 〃 〃
訪問看護ステーションキセキレ	香南市赤岡町569番地 NC	〃 1・1
ハウス201号		

**高知県告示第406号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	休止年月日
松谷内科	土佐清水市栄町2番22号	平30・4・1

## 高知県告示第407号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成30年4月25日に次のとおり認可した。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

## (1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先

## (2) 漁業権の免許番号

内共第512号

## (3) 遊漁規則の変更の内容

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、こいを対象とする遊漁については、特別遊漁料を免除する。

第4条第1項の表中「網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと及び鏡川本流の朝倉ぜきから上流の区域においては船舶を、朝倉ぜきから柳原橋までの区域においては船外機を使用しないこと。」を「しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこととし、こいを対象とする遊漁の網目は101ミリメートル以上（4節以下）のもの及びあゆを対象とする遊漁の網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、あゆを対象とする遊漁では船舶を使用しないこと。」に、「26メートル以下、網目28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと及び鏡川本流の朝倉ぜきから上流の区域においては船舶を、朝倉ぜきから柳原橋までの区域においては船外機を使用しないこと。」を「26メートル以下のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこととし、こいを対象とする遊漁の網目は101ミリメートル以上（4節以下）のもの及びあゆを対象とする遊漁の網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、あゆを対象とする遊漁では船舶を使用しないこと。」に、「70センチメートル」を「75センチメートル」に、「10メートル以下、網目28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと及び鏡川本流の朝倉ぜきから上流の区域においては船舶を、朝倉ぜきから柳原橋までの区域においては船外機を使用しないこと。」を「10メートル以下のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこととし、こいを対象とする遊漁の網目は101ミリメートル以上（4節以下）のもの及びあゆを対象とする遊漁の網目は28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、あゆを対象とする遊漁では船舶を使用しないこと。」に改め、同条第2項の表中

「さお漁  
と網  
なげ網」

を

「さお漁  
と網  
なげ網  
大正網」

に改める。

第6条第1項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
----	------	-------	-------

あゆ	友釣り ぎじ釣り えさ釣り 徒手採捕	3,000円	6,000円
	しゃくり漁 すくい網 金突（つんがけを含む。） 玉掛け	設定なし	
うなぎ	すくい網 金突 ひご釣り さお漁 は具 うなぎうえ はえ縄 石ぐろ		
こい	金突 すくい網 さお漁 と網 なげ網 大正網	無料	無料
あまご	さお漁	3,000円	6,000円
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

第6条第8項中「遊漁者」を「遊漁者（こいを対象とする遊漁を行う者に限る。）」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

## (4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年5月1日

## 2 新荘川漁業協同組合 内共第514号 第五種共同漁業権遊漁規則

## (1) 漁業権者の名称及び住所

新荘川漁業協同組合 須崎市西町一丁目14番2号

## (2) 漁業権の免許番号

内共第514号

## (3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「1月1日から12月31日まで」を「4月1日から9月30日まで」に改める。

第5条第2項の表中

70歳以上の者	5,000円
---------	--------

を

肢体不自由者	2,000円
75歳以上の者	5,000円

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年5月1日

#### 高知県告示第408号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び大月町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称  
幡多郡大月町弘見2230番地  
大月町（大月町長 岡田 順一）
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
幡多郡大月町橘浦字タコハナ山481番2に接する堤及び無番地地先の公有水面
  - (2) 区域  
次の点1から点3までを順次に直線で結んだ線、点3と点4とを結ぶ平成28年の春分の日の高潮位（D Lプラス2.03メートル）における公有水面とA東防波堤との境界線及び点4と点1とを結ぶ平成28年の春分の日の高潮位（D Lプラス2.03メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
点1 三等三角点城ヶ鼻（北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855）から87度19分02秒485.42メートルの地点  
点2 点1から348度46分19秒83.66メートルの地点  
点3 点2から92度57分08秒0.79メートルの地点  
点4 点3から114度09分13秒5.48メートルの地点
  - (3) 面積  
370.46平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置  
幡多郡大月町橘浦字タコハナ山481番2並びに同地番に接する堤、無番地及び道地内並びに2の(1)の公有水面
  - (2) 区域  
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Fと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域  
点A 三等三角点城ヶ鼻（北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855）から91度53分36秒508.87メートルの地点  
点B 点Aから258度46分19秒120.00メートルの地点  
点C 点Bから342度19分29秒192.84メートルの地点  
点D 点Cから78度46分19秒140.00メートルの地点  
点E 点Dから168度46分19秒151.00メートルの地点

点F 点Eから269度59分23秒4.86メートルの地点

(3) 面積

24,689.94平方メートル

4 埋立地の用途  
物揚場用地及び護岸

5 出願年月日  
平成30年2月5日

**高知県告示第409号**

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所から平成29年10月高知県告示第666号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第410号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川渡 字上実間11708番1	前	10.1	26
		27.6	
	後	20.8	26
		27.6	

**高知県告示第411号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 興津窪川

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字元谷山2513番1から 高岡郡四万十町興津字元谷山2501番10まで	130	平成30年5月15日

**高知県告示第412号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁淀東津野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町船戸字トチ坂4008番1から 高岡郡津野町船戸字トチ坂3994番まで	166	平成30年5月15日

**高知県告示第413号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 韮ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町井高470番1		

から 高岡郡檮原町井高512番1 まで	64	平成30年5月15日
---------------------------	----	------------

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	樋口 篤	安芸市川北甲	1404番地
〃	福島 文明	〃 〃	2029番地
〃	安岡 正幸	〃 〃	3570番地
〃	吉本 晃	〃 〃	2982番地
〃	徳廣 勇一	〃 〃	1052番地
〃	福島 義隆	〃 〃	1093番地
〃	有澤 嘉裕	〃 〃	2494番地
〃	西岡 秀輝	〃 〃	2506・2507合番地
〃	横山 一敏	〃 〃	585番地3
監事	川竹 正一	〃 〃	3152番地
〃	武井 執	〃 〃	831番地
〃	中川 好男	〃 〃	4505番地
(就任)			
理事	門田 伸夫	安芸市川北甲	3683番地5
〃	大井 達也	〃 〃	829番地
〃	吉本 晃	〃 〃	2982番地
〃	樋口 延幸	〃 〃	1059番地1
〃	樋口 なぎさ	〃 〃	1016番地
〃	樋口 恭介	〃 〃	1415番地
〃	小松 俊治	〃 〃	4309番地
〃	西岡 秀輝	〃 〃	2506・2507合番地
〃	西内 直彦	〃 〃	2173番地
監事	野町 眞道	〃 〃	294番地
〃	萩野 邦男	〃 〃	2023番地
〃	福島 敏幸	高知市南金田	7番23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、植田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年5月15日

			高知県知事 尾崎 正直
役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	門田 俊一	南国市植田	907番地の2
〃	門田 敬	〃 〃	1014番地
〃	吉良川敏正	〃 〃	949番地
〃	濱田 碩哉	〃 〃	876番地の1
〃	岡崎 拓	〃 〃	1003番地の2
〃	山崎 峻英	〃 下末松	85番地の8
〃	竹村 修	〃 植田	918番地
〃	西本 健夫	〃 〃	899番地の1
監事	古谷 豊水	〃 〃	913番地
〃	門田 宏	〃 〃	1075番地
(就任)			
理事	門田 俊一	南国市植田	907番地の2
〃	門田 敬	〃 〃	1014番地
〃	吉良川敏正	〃 〃	949番地
〃	濱田 碩哉	〃 〃	876番地の1
〃	岡崎 拓	〃 〃	1003番地の2
〃	山崎 峻英	〃 下末松	85番地の8
〃	竹村 修	〃 植田	918番地
〃	西本 健夫	〃 〃	899番地の1
監事	古谷 豊水	〃 〃	913番地
〃	門田 宏	〃 〃	1075番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（宿毛東地区農村地域防災減災事業ため池整備事業（用水施設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年5月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成30年5月15日から同年6月12日まで
- 縦覧場所  
宿毛市役所
- その他  
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告とし

て（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成30年5月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画（南国岡豊小蓮産業団地）
- 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県公安委員会告示第7号**  
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成30年5月15日  
高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 審査の種類、期日及び場所
  - 審査の種類  
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。  
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）  
イ 普通自動車免許  
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）  
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
  - 審査の期日  
平成30年6月18日（月）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - 審査の場所  
吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター  
2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車運転技能の評価方法に関する知識	
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

		ること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
(3) 審査手数料の額		
ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）		
イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）		
4 その他		
審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。		

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第23号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県連合 (武内 則男)	武内 恵	高知市永国寺町2-1	衆議院議員	○	平30・3・19

**高知県選挙管理委員会告示第24号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
土佐清水わくわく研究所	武藤 麻生	武藤 政子	土佐清水市三崎浦三丁目1-2	平30・3・2
香南街づくり会	野中 明和	野中 小夜	香南市香我美町岸本172-8	平30・3・8
島崎やすおみ後援会	安岡 哲雄	佐竹 正一	高知市薊野西町二丁目18-2	平30・3・9
木下洋一後援会	木下 洋一	森山 登喜男	香南市野市町東野55番地	平30・3・14
石川寿朗後援会	石川 寿朗	石川 寿朗	高岡郡津野町新土居386-1	平30・3・19
山崎いづる後援会	山崎 出	山崎 美穂	安芸郡馬路村大字馬路415番地3	平30・3・22
大森陽子後援会	野原 清司	長山 成喜	土佐市蓮池337-15	平30・3・23
作田喜秋後援会	作田 喜秋	作田 静枝	土佐清水市グリーンハイツ30-8	平30・3・26

舟谷千幸後援会	舟谷 千幸	舟谷 和幸	香美市土佐山田町船谷50	平30・3・26
---------	-------	-------	--------------	----------

高知県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党香南市吉川支部（山本 孝志）	異動なし	中元 源一	異動なし	平30・3・22
新			池本 律夫		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	垣内たかふみ後援会（垣内 孝文）	異動なし	異動なし	四万十市古津賀3122番地2	平30・1・13
新				四万十市右山五月町9番18号	
旧	岡崎ゆたか後援会（岡崎 豊）	異動なし	異動なし	高知市北御座10-3	平30・2・12
新				高知市山手町81号	

旧	サニーマート労働組合政治連盟（岡崎 ゆたか）	異動なし	異動なし	高知市北御座10-3	平30・2・12
新				高知市山手町81号	
旧	黒岩正好後援会（黒岩 正好）	異動なし	異動なし	高知市福井町1000-8	平30・3・18
新				高知市南久万193-8	
旧	岡本つかさ後援会（公文 豪）	異動なし	弘田 忠士	異動なし	平30・3・30
新			別役 昌彦		
旧	坂本茂雄後援会（岡林 俊司）	北村 良平	異動なし	異動なし	平30・3・30
新					

高知県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
中元げんいち後援会	森田 訓行	平29・12・26
竹村暢文後援会	久武 恵一	平30・3・1
大森陽子後援会	大鶴 秀子	平26・12・25
浅木さとし後援会	山岡 玉恵	平30・3・18

高知県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
作田 喜秋	土佐清水市議会議員	作田喜秋後援会	土佐清水市グリーンハイツ30-8	平30・3・23
舟谷 千幸	香美市議会議員	舟谷千幸後援会	香美市土佐山田町船谷50	平30・3・23

高知県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	岡崎 豊	異動なし	岡崎ゆたか後援会	高知市北御座10-3	平30・2・12
新				高知市山手町81	
旧	黒岩 正好	異動なし	黒岩正好後援会	高知市福井町1000-8	平30・3・18
新				高知市南久万193-8	



-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年5月15日

高知県警察本部長 小柳 誠二

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量  
高知警察署庁舎新築建築主体工事 一式
- (2) 特定役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 特定役務の完成期限  
平成34年11月14日
- (4) 特定役務の施行場所  
高知市北本町一丁目1702番ほか
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
  - ウ 特定債務等の調整のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てを行った者

- (3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要綱（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - (4) この入札公告の日から開札の日までの間に、平成30年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（平成30年3月高知県告示第194号。以下「告示」という。）1の(1)の力に該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示1の(1)の力に該当しないこと。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部装備施設課管財係  
電話番号088-826-0110（内線2263）
  - (2) 入札説明書の交付方法
    - ア 手渡しによる交付の場合  
平成30年5月15日（火）から同年6月12日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
    - イ ダウンロードによる交付の場合  
平成30年5月15日午前9時から同年6月12日午後5時までの間に、高知県入札情報システム（<https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>）又は高知県警察ホームページ（入札・公告情報）（<http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyusatsu/nyusatsu.html>）で交付する。
  - (3) 入札及び開札の日時、方法等
    - ア 入札
      - (ア) 高知県電子入札システムによる入札  
平成30年6月28日（木）から同年7月2日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間の高知県電子入札システムの稼働時間（午前9時から午後8時まで）中に同システムより行うこと。
      - (イ) 紙入札による入札  
持参又は書留郵便によるものとし、平成30年7月2日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
    - イ 開札  
平成30年7月5日（木）午前9時から(1)の交付場所に

おいて高知県電子入札システムにより行う。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年6月12日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を平成30年6月12日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等  
この入札は、予定価格（事後公表とする。）の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）により落札者を決定する。ただし、落札者が、開札の日から契約を締結する日までの間に、告示1の(1)の力に該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示1の(1)の力に該当したときは、当該落札者と契約は締結しないものとする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 資格審査に関する事項  
入札説明書による。
- (9) 契約の締結  
この入札公告に示した工事の請負契約の締結に当たっては、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後

に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)と同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Construction work of the new office building of Kochi Police Station

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 12 June 2018

(3) Date and time for tender (by electronic tendering system): From Thursday 28 June 2018 to Monday 2 July 2018 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is running)

(4) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 2 July 2018

(5) Contact: Equipments and Facilities Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext.2263)

(6) Others: As in the tender documentation

-----  
**落札公告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年5月15日

高知県公営企業局長 北村 強

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課 宿毛市山奈町芳奈3番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30

号

5 随意契約に係る契約金額

129,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤				
平30・3・16	10021	○告示	14	左 (33)	<u>四万十市常六字ゴゼバイ791の53、791の54、791の55（次の図に示す部分に限る。）</u>	<u>四万十市常六字ゴゼバイ791の53から791の55まで</u>				
				左 (37)	<u>道路用地とするため （「次の図」は省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</u>	<u>道路用地とするため</u>				
平30・3・20	10022	◎選挙管理委員会告示	9	左 (10～13)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">香美市香北町美良布1097番地</td> <td style="width: 50%;">〃</td> </tr> </table>	香美市香北町美良布1097番地	〃	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">香美市香北町美良布1097番地1</td> <td style="width: 50%;">〃</td> </tr> </table>	香美市香北町美良布1097番地1	〃
				香美市香北町美良布1097番地	〃					
香美市香北町美良布1097番地1	〃									
左 (15～18)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">香美市香北町美良布1097番地</td> <td style="width: 50%;">平成18年9月8日</td> </tr> </table>	香美市香北町美良布1097番地	平成18年9月8日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">香美市香北町美良布1097番地1</td> <td style="width: 50%;">平成18年9月8日</td> </tr> </table>	香美市香北町美良布1097番地1	平成18年9月8日				
香美市香北町美良布1097番地	平成18年9月8日									
香美市香北町美良布1097番地1	平成18年9月8日									
平30・4・20	10031	◎人事委員会規則	4	中 (10)	<u>管理職手当の支給対象</u>	管理職手当支給対象				